新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 高知県新型コロナウイルス感染症対応医療従事者処遇改善交付金交付要綱（趣旨）第１条 　　（省略）（交付目的及び交付対象）第２条 県は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この要綱において同じ。）に対する作業を行う従事者の処遇改善を図ることを目的とし、次項各号に掲げる対象事業者が、従事者に対する特殊勤務手当を新設し、又は増額し支給する際の経費について、予算の範囲内で交付金を交付する。２　対象事業者は、次の各号に掲げる事業者とする。（１）県内の感染症指定医療機関（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条に規定する感染症指定医療機関の開設者）（２）入院協力医療機関（「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和２年２月９日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）に基づく県の依頼に対し、新型コロナウイルス感染症患者を入院させることを承諾した医療機関の開設者）（３）帰国者・接触者外来等設置医療機関（「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和２年２月１日厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）に基づく県の依頼に対し、帰国者・接触者外来を設置すること又は行政依頼による検体採取をすること等を承諾した医療機関の開設者）（４）検査協力医療機関（「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和２年９月４日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき県が指定した医療機関の開設者）３　　　（省略）第３条～第13条　　　（省略）附　則１　この要綱は、令和２年７月16日から施行し、令和２年４月１日から適用する。２　この要綱は、令和３年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第６条、第７条第６号及び第７号並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附　則この要綱は、令和２年10月15日から施行し、令和２年９月15日から適用する。　 | 高知県新型コロナウイルス感染症対応医療従事者処遇改善交付金交付要綱（趣旨）第１条 　　（省略）（交付目的及び交付対象）第２条 県は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この要綱において同じ。）に対する作業を行う従事者の処遇改善を図ることを目的とし、次項各号に掲げる対象事業者が、従事者に対する特殊勤務手当を新設し、又は増額し支給する際の経費について、予算の範囲内で交付金を交付する。２　対象事業者は、次の各号に掲げる事業者とする。（１）県内の感染症指定医療機関（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条に規定する感染症指定医療機関の開設者）（２）入院協力医療機関（「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和２年２月９日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）に基づく県の依頼に対し、新型コロナウイルス感染症患者を入院させることを承諾した医療機関の開設者）（３）帰国者・接触者外来等設置医療機関（「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和２年２月１日厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）に基づく県の依頼に対し、帰国者・接触者外来を設置すること又は行政依頼による検体採取をすること等を承諾した医療機関の開設者）（新規）３　　　（省略）第３条～第13条　　　（省略）附　則１　この要綱は、令和２年７月16日から施行し、令和２年４月１日から適用する。２　この要綱は、令和３年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第６条、第７条第６号及び第７号並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。（新規） |